

事務事業調整報告書

協議項目	22 消防団の取扱い	住民部会
協議細目	組織、助成、報酬等、行事	
<p>1. 課題、問題点等</p> <p>< 組織 ></p> <p>市町村は、消防事務を処理するため消防団を設けなければなりません。（消防組織法第9条）</p> <p>消防団は、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するという目的に鑑み、又新町における一体性及び指揮命令系統の一元化を図るため、現組織を統合することが適当と思われま</p> <p>新町の組織編成については、初期消火、類焼防除及び人海戦術面から現地解決型が望ましく、現消防団を方面隊とすることが適当と思われま</p> <p><u>ただし、合併後速やかに防災会議を設置し、新町防災計画の策定の中で、将来的な消防のあり方について検討する必要があると思われま</u></p> <p>なお、組織が拡大するため、新町の消防団に分団長協議会を設置し、連絡調整を図ることが適当と思われま</p> <p>< 助成 ></p> <p>施設整備にかかる補助金については、温泉町は全て町が直接整備していますが、浜坂町は消防車庫のみ町が整備し、小型ポンプの格納庫については2分の1補助、その他については全額地区負担で整備して</p> <p>消防施設の性質上、又地区間の均衡を図るため、施設の建設、修繕、運営費については全て町が負担することが適当と思われま</p> <p>消防衣服等については、浜坂町の補助金は廃止し、現物支給とすることが適当と思われま</p> <p>機械器具管理交付金は、消防施設同様その性質上、町が管理するとの観点から、温泉町の例を基本に見直しを行い根拠を明確にした上で引き継ぐことが適当と思われま。ただし、浜坂町に分団自動車借上料については廃止することが適当と思われま</p> <p>< 報酬等 ></p> <p>団員報酬の額は、団長から団員までの各階級において全て異なり、費用弁償の種類、単価も異なっています</p> <p>消防団の統合に伴い、組織、区域は拡大しますが、分団、団員数、階級はほぼ現行のまま引き継ぐため、報酬額は、現行の支給総額を上回らない範囲で調整を行うことが適当と思われま</p> <p>出動手当及び年末警戒手当については、浜坂町の例により統一することが望ましく、機関出動手当については廃止することが適当と思われま</p> <p>< 行事 ></p> <p>浜坂町の出初式、温泉町の初出式は、開催時期は異なりますが、それぞれ伝統的な行事であり、又目的も同じため統一することが適当と思われま。開催時期は、毎年4月第2日曜日とすることが望ましいと思われま</p> <p>浜坂町の消防大会、防火広報パレード及び温泉町の夏期訓練、防火パレードは、それぞれ操法競技及び啓発広報活動を目的としているため継続することが望ましく、合併後は各方面隊の事業として実施することが適当と思われま</p> <p>なお、年末特別警戒については、12月29日、30日の2日間に統一することが適当と思われま</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	22 消防団の取扱い	住民部会
協議細目	組織、助成、報酬等、行事	
<p>2. 調整方針</p> <p>< 組織 ></p> <p>消防団は、合併時に統合し、旧町の区域を方面隊とする。<u>ただし、合併後速やかに防災会議を設置し、新町防災計画の策定の中で、将来的な消防のあり方について検討する。</u></p> <p>< 助成 ></p> <p>消防施設の建設、修繕、運営は、温泉町の例により統一する。 消防衣服等は、現物支給とし、浜坂町の補助金は廃止する。 温泉町の正副分団長協議会への交付金は廃止し、新町において新たに分団長協議会を設置する。 機械器具管理交付金は、温泉町の例を見直しの上、引き継ぐ。ただし、浜坂町の分団自動車借上料は廃止する。</p> <p>< 報酬等 ></p> <p>報酬は、現行の支給総額を上回らない範囲で調整する。出勤手当及び年末警戒手当は、浜坂町の例により統一し、機関出勤手当は廃止する。</p> <p>< 行事 ></p> <p>出初式、初出式は、統一し、毎年4月第2日曜日とする。 浜坂町の消防大会、防火広報パレード及び温泉町の夏期訓練、防火パレードは、それぞれ方面隊の事業として引き継ぐ。 年末特別警戒は、12月29日、30日の2日間に統一する。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	22 消防団の取扱い	住民部会
協議細目	組織、助成、報酬等、行事	

3 - 1 . 事務事業現況比較表(組織)

(1)編成

区 分	浜坂町	温泉町
本 部		
第1分団	浜坂1部	春來班・歌長班・湯村班
第2分団	浜坂2部	竹田班・井土班
第3分団	浜坂3部・芦屋部	熊谷班・伊角班
第4分団	清富部・指杭部・田井部	切畑班・多子班・桐岡班・丹土班・中辻班
第5分団	赤崎部・和田部	塩山班・飯野班
第6分団	三尾部	千原班・鐘尾班・千谷班・宮脇班・内山班
第7分団	大庭部・戸田部・三谷部	海上班・前班・石橋班・田中班・岸田班・青下班
第8分団	栃谷部・田君部・古市部	
第9分団	七釜部・新市部・用土部	
第10分団	対田部・久谷部	
第11分団	高末部・正法庵部・辺地部・藤尾部	
第12分団	境部・久斗山部	
第13分団	諸寄部・奥町部・釜屋部	
第14分団	居組部	

(2)団員

(単位：人)

区 分	浜坂町								温泉町							
	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	計	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	計
本 部	1	3	4	2				10	1	3	1	1	1		2	9
第1分団			1	1	1	2	11	16			1	3	2	4	50	60
第2分団			1	1	1	2	11	16			1	2	1	2	24	30
第3分団			1	2	2	4	21	30			1	2	1	2	19	25
第4分団			1	2	3	6	23	35			1	3	2	5	39	50
第5分団			1	1	2	4	15	23			1	2	1	2	19	25
第6分団			1	1	2	4	15	23			1	2	2	5	40	50
第7分団			1	2	4	7	33	47			1	3	2	6	43	55
第8分団			1	2	3	6	25	37								
第9分団			1	2	3	6	29	41								
第10分団			1	1	2	4	21	29								
第11分団			1	3	4	8	36	52								
第12分団			1	1	3	6	23	34								
第13分団			1	2	5	9	35	52								
第14分団			1	1	2	3	20	27								
計	1	3	18	24	37	71	318	472	1	3	8	18	12	26	236	304

事務事業調整報告書

協議項目	22 消防団の取扱い	住民部会
協議細目	組織、助成、報酬等、行事	

(3)設備

(単位：台・基)

区 分		浜坂町				温泉町			
消防車両	種別	指令車等	ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ	指令車等	ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ
	本部	1				1			
	第1分団		1				2	2	1
	第2分団		1					2	
	第3分団		1	1	1			2	
	第4分団			1	3		1	2	3
	第5分団			1	2			2	1
	第6分団			1	1		1	1	4
	第7分団		1		3			3	2
	第8分団			1	3				
	第9分団			1	3				
	第10分団			1	2				
	第11分団			1	4				
	第12分団			1	2				
	第13分団		1	1	3				
第14分団			1	1					
計		1	5	11	28	1	4	14	11
消防水利	種別	消火栓	防火水槽	防火井戸	プール等	消火栓	防火水槽	防火井戸	プール等
	箇所数	440	65	(64)	4	402	64		7
注)浜坂町の防火井戸は、消防法適用外の町独自の井戸式消火栓									
消防施設	種別	消防車庫		格納庫(小型ポンプ)		消防車庫		格納庫(小型ポンプ)	
	箇所数	14		15		17		15	

3 - 2 . 事務事業現況比較表(助成)

区 分		浜坂町		温泉町	
補助金	施設整備	消火栓格納庫	全額地区負担	消火栓格納庫	全額町負担
		消火栓ホース等	全額地区負担	消火栓ホース等	全額町負担
		小型ポンプ格納庫	町1/2補助	格納庫建設	全額町負担
		消防車庫	全額町負担	消防車庫	全額町負担
消防衣服等	全額補助(更新の場合は1/2補助)			現物支給(長靴は分団支給)	
交付金	組織運営			正副分団長協議会	180千円
				ポンプ自動車	50千円/年
				ポンプ付積載車	20千円/年
	機械器具管理			小型動力ポンプ	10千円/年
分団自動車借上料		69,750円/年(3回分)			

事務事業調整報告書

協議項目	22 消防団の取扱い	住民部会
協議細目	組織、助成、報酬等、行事	

3 - 3 . 事務事業現況比較表(報酬等) (単位：円)

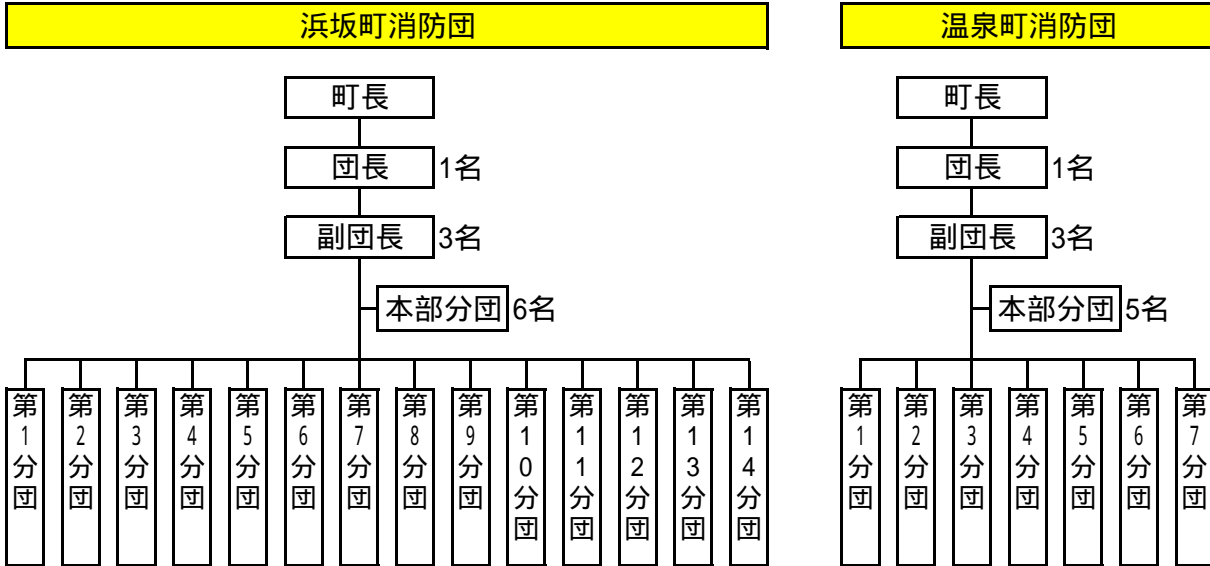
区分	浜坂町	温泉町	
団員報酬	団長	116,800	92,000
	副団長	62,200	52,000
	分団長	35,700	34,000
	副分団長	21,700	24,000
	部長	16,500	21,000
	班長	14,600	20,000
	団員	14,600	18,000
費用弁償	出動手当	2,000	3,000
	機関出動手当	2,000	-
	年末警戒	2,000	(交付金)500

3 - 4 . 事務事業現況比較表(行事)

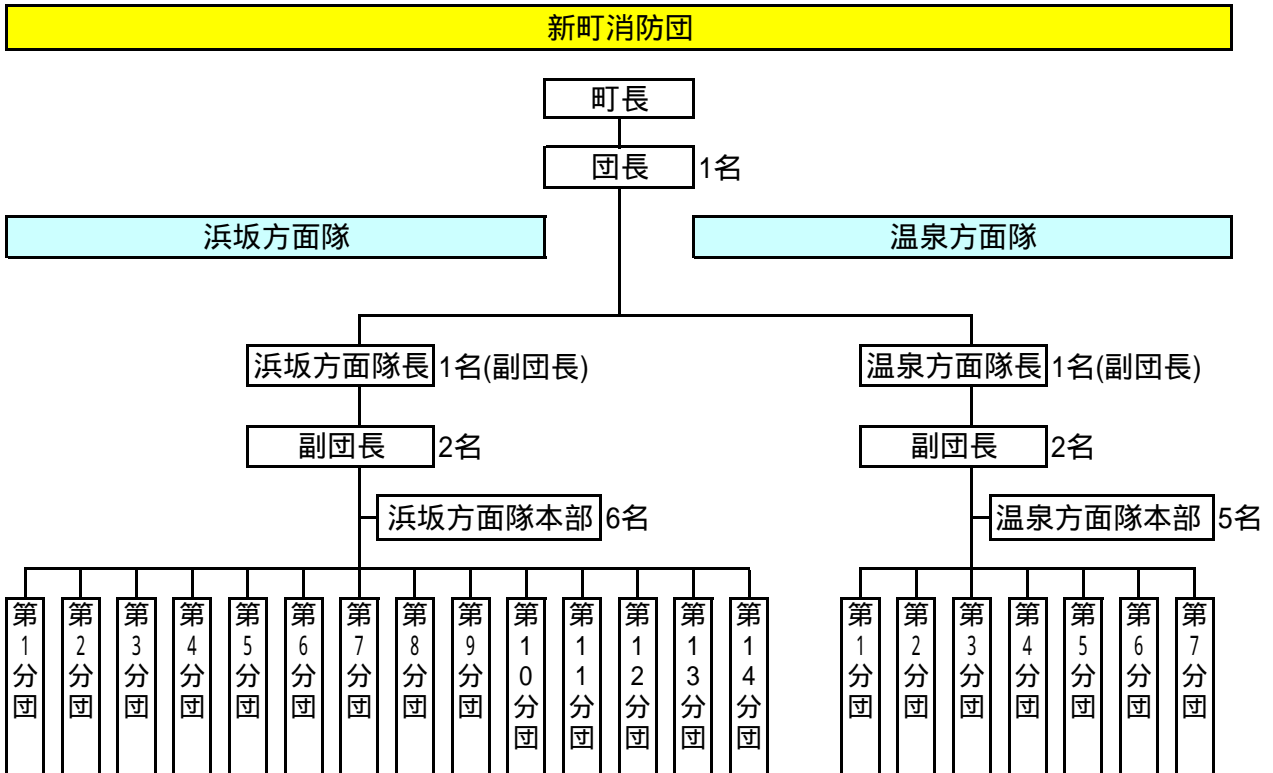
区分	浜坂町	温泉町
出初式	出初式(1月6日) 式典、一斉放水	初出式(4月第2日曜日) 式典、一斉放水
操法大会	消防大会(9月1日) ポンプ操法、競技	夏期訓練(8月第1日曜日) 隔年でポンプ操法と的当競技
防火パレード	防火パレード(11月9日)	防火パレード(11月第2日曜)
年末特別警戒	12月28日.29日.30日	12月29日.30日

消防団組織の編成について

1. 現状



2. 新町(案)



消防団の取扱いに関する法令

【消防組織法（抜粋）】

第 6 条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

第 7 条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

第 9 条 市町村は、その消防事務を処理するため、左に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

(1) 消防本部

(2) 消防署

(3) 消防団

第 1 5 条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

第 1 5 条 2 消防団に消防団員を置く。

2 消防団員の定員は、条例で定める。

第 1 5 条 3 消防団の長は、消防団長とする。

2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

第 1 5 条 4 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

第 1 5 条 5 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

第 1 5 条 6 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。